

新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱

(目的)

第1条 新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱（以下「要綱」という。）は、新潟市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、新潟市に設置しようとする有料老人ホームの設置手続等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する施設をいう。

（2）設置予定者 有料老人ホームを設置・運営しようとする者をいう。

（3）設置者 有料老人ホームを設置・運営している者をいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、設置計画の詳細について市長に協議しなければならない。

2 市長は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が市指針及び要綱の規定に適合していると認められたときは、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議終了書（別記様式第2号。以下「事前協議終了書」という。）を交付するものとする。

3 設置予定者は、事前協議終了書を受領した後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び同法附則第4項の規定による開発許可又は同法第43条の規定による建築許可（開発許可対象外の場合については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認）の申請を行うものとする。

(届出等)

第4条 新潟市老人福祉法施行細則（昭和56年新潟市規則第63号）第24条に規定す

る別記様式第 3 8 号による有料老人ホーム設置届には、事前協議終了書の写しを添付するものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理書（別記様式第 3 号）を設置予定者に交付するものとする。

（事業開始届）

第 5 条 設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、有料老人ホーム重要事項説明書並びに建物引渡し関係書類（建築基準法第 7 条に基づく検査済証、消防法第 1 7 条に基づく検査済証等を含む。）の写しを添付するものとする。

（書類の提出部数）

第 6 条 要綱に基づき市長に提出すべき書類は、正本 1 通とする。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）
（ 1 ）

有料老人ホーム設置計画事前協議書					年 月 日	
(宛先) 新潟市長					(協議者)	
					住所 (法人にあっては所在地)	
					氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
下記のとおり，有料老人ホームの設置を計画したので新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱第 3 条第 1 項の規定により，関係書類を添えて申し出ます。						
記						
1 設置予定有料老人ホームの名称						
2 設置予定有料老人ホームの類型						
3 設置予定場所						
4 設置主体 所在地，名称，代表者氏名						
5 経営主体 所在地，名称，代表者氏名						
6 入居定員	名	内訳	一般居室	室	名	
			介護居室	室	名	
			一時介護室	室	名	
7 施設の規模及び構造	(1) 建設面積		㎡			
	(2) 延床面積		㎡			
	(3) 建物の構造		造			
	(4) 施設設備の概要					
	(5) 消防設備		スプリンクラー設備		あり・なし	
			自動火災報知設備		あり・なし	
			消防機関への通報装置		あり・なし	
	(6) 既存施設の場合 ・買収の場合		所有者名			
			予定時期		年 月 日	
			買収予定価格		千円	
(6) 既存施設の場合 ・借家の場合		年間借家料		千円		
		(7) 工事種別		新築・増築・改築・用途変更		

(2)

8 建設予定地の状況	(1) 敷地面積	m ²	
	(2) 用地の規制状況 都市計画法, 建築基準法, 農地法等の手続きの状況		
	(3) 敷地の所有者名 ・買収の場合	所有者名	
		予定時期	年 月 日
		買収予定価格	千円
	・借地の場合	年間借地料	千円
9 施工計画	(1) 着工予定年月日	年 月 日	
	(2) 竣工予定年月日	年 月 日	
	(3) 事業開始予定年月日	年 月 日	
10 職員の配置等 (別紙として添付すること)	(1) 職種別人員 (2) 職員の研修計画 (3) 職員の衛生管理計画		
11 施設の管理・運営 (別紙として添付すること)	(1) 管理規程 (2) 入居者及びその身元引受人等の名簿 (3) 帳簿(設備, 職員, 会計, 入居者の状況) (4) 防災計画 (5) 協力(提携)病院との契約等の写し (6) 運営懇談会細則		
12 サービスの内容			
13 利用料	(1) 額		
	(2) 額の算定方法		
	(3) 入居一時金返還の算定方法		
14 事業収支計画 (別紙として添付すること)	(1) 初期投資額 (2) 資金調達計画 (3) 資金収支計画(30年以上) (4) 損益計画 (5) 資金返済計画 (6) 入居率の設定		
15 入居対象者			
16 募集方法			

(3)

(添付書類)

- 1 開設計画書
- 2 市場調査結果
- 3 法人の役員名簿，履歴書
- 4 法人の定款，登記事項証明書，財務諸表
- 5 直近3年間の決算書（他業を営んでいる場合及び系列会社がある場合はそれらに関する同様の決算書）
- 6 設置予定地の位置図，公図の写し，配置図
- 7 建物の配置図，平面図，立面図，各室面積表，設備図
- 8 都市計画法，農地法上の該当状況のわかる書類
- 9 借地の場合，借地契約書の写し
- 10 土地の登記事項証明書
- 11 既存建物の場合，建物の登記事項証明書
- 12 借家の場合，借家契約書の写し
- 13 施設長予定者の履歴書（介護サービスを提供する場合は，高齢者の介護について知識，経験を有する者であることを証する書類）
- 14 入居契約書
- 15 重要事項説明書
- 16 介護サービス等一覧表
- 17 パンフレット，広告
- 18 その他必要とする書類

第 号
年 月 日

様

新潟市長

有料老人ホーム設置計画事前協議終了書

年 月 日付けで提出された下記の有料老人ホーム設置計画については、新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱第 3 条に基づく事前協議が終了したことを認めます。

なお、建築確認後速やかに老人福祉法第 29 条第 1 項に基づく届出を新潟市長あてに提出してください。

記

- 1 有料老人ホームの名称及び類型
- 2 設置予定地
- 3 協議者名
- 4 代表者氏名

第 号
年 月 日

様

新潟市長

有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付けで提出された標記届出について，受理したので通知します。

有料老人ホーム事業開始届

年 月 日

（宛先）新潟市長

（届出者）

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、有料老人ホーム事業を開始しましたので、新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱第5条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 施設竣工年月日
- 3 事業開始年月日
- 4 入居者数（届出日現在）

（添付書類）

- 1 重要事項説明書
- 2 建物引渡し関係書類